

定 款

京都流通センター運輸事業協同組合

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員に関連して必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつその経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本組合は、京都流通センター運輸事業協同組合と称する。

(地 区)

第 3 条 本組合の地区は、京都府・滋賀県・大阪府の地区とする。

(事務所の所在地)

第 4 条 本組合は、事務所を滋賀県栗東市におく。

(公告の方法)

第 5 条 本組合の公告は、本組合の掲示板に掲示し、かつ、必要があるときは、京都市において発行する京都新聞に掲示してする。

(規 約)

第 6 条 この定款で定めるもののほか必要な事項は、規約で定める。

第 2 章 事 業

(事 業)

第 7 条 本組合は、第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自動車運送取扱事業の登録を受けて行う組合員の取扱う荷物の共同受注、共同配車、共同集金

- (2) 組合員の必要とする営業用貨物自動車、タイヤ、燃料、油脂、その他諸資材の共同購買
- (3) 組合員の必要とする各種保険の取扱い
- (4) 組合員に対する事業資金の貸付（手形割引を含む）および組合員のためにするその借入れ
- (5) 商工組合中央金庫、日本政策金融公庫、銀行、信用金庫に対する組合員の債務の保証またはこれらの金融機関の委任を受けてする組合員に対するその債権の取り立て
- (6) 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- (7) 組合の事業に関する経営および技術の改善向上または組合事業に関する知識の普及を図るための教育および情報の提供
- (8) 組合員および組合員の雇傭する従業員の福利厚生に関する事業
- (9) 組合員の為にする高速自動車国道、一般有料道路等、通行料金の共同精算事業
- (10) 前各号の事業に附帯する事業

第 3 章 組 合 員

(組合員の資格)

第 8 条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える中小規模の事業者とする。

- (1) 貨物自動車運送事業法第3条の規定により、許可を受けトラック事業を営むものであること
 - (2) 組合の地区内に営業所を有するもの
- (加 入)

第 9 条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て組

合に加入することができる。

- 2 本組合は、加入の申し込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込および加入金)

第10条 前条第1項の承諾を得た者は、遅滞なくその引受けようとする出資の全額の払込をしなければならない。ただし、持分の全部または一部を継承することにより加入する場合はこの限りでない。

- 2 前項本文の加入者からは、加入金を徴収することができる。
- 3 加入金の額は総会において定める。

(相続加入)

第11条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前2条規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

- 2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(自由脱退)

第12条 組合員はあらかじめ組合に通知した上で、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

- 2 前項の通知は事業年度の末日の90日前までにその旨を記載した書面でなければならない。

(除名)

第13条 本組合は次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。

この場合において本組合は、その総会の期日の10日前までにその組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会に

において弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (2) 本組合の事業を妨げ、または妨げようとした組合員
- (3) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (4) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

(脱退者の持分の払い戻し)

第14条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名はその半額とする。

(使用料、手数料および積立金)

第15条 本組合はその行う事業について、使用料、手数料および積立金を徴収することができる。

- 2 前項の使用料、手数料および積立金の額は、規約で定める額を限度として、理事会で定める。

(経費の賦課)

第16条 本組合は、その行う事業の費用（使用料または手数料をもって充てるべきものを除く）に充てるために組合員に経費を賦課することができる。

- 2 前項の経費の額、その徴収の時期および方法その他必要な事項は総会において定める。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりにおいてその口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき
- (2) 事業の一部を廃止したとき

(3) その他特にやむを得ない理由があるとき

2 本組合は、前項の請求があったときは、理事会においてその諾否を決する。

3 出資口数の減少については、第14条（脱退者の持分の払い戻し）の規定を準用する。

(届出)

第18条 組合員は次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。

(1) 名称、代表者名または事業を行う場所を変更したとき

(2) 事業の全部または一部を休止もしくは廃止したとき

(3) 資本の額または出資の総額が5000万をこえ、かつ、常時使用する従業員の数が300人をこえたとき

(過怠金)

第19条 本組合は、各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により過怠金を課すことができる。

この場合において、本組合はその総会の会日の10日前までにその組合員に対して、その旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるものとする。

(1) 第7条第9号に規定する団体協約に違反した組合員

(2) 第13条第2号から第4号までに掲げる行為のあった組合員

第4章 出資および持分

(出資1口の金額)

第20条 出資1口の金額は10,000円とする。

(出資の払込み)

第21条 出資は一時に全額を払い込まなければならない。

(延滞金)

第22条 本組合は、組合員が出資および賦課金の払込みを怠ったときは履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利14%の割合で延滞金を徴収することができる。

(持分)

第23条 組合員の持分は本組合の正味財産につき、その出資口数に応じて算定する。

- 2 持分の算定にあたっては100円未満の端数は切り捨てるものとする。

第5章 役員、顧問および職員

(役員の数)

第24条 本組合に次の役員をおく。

- (1) 理事 3名以上5名以内
- (2) 監事 2名

(役員任期)

第25条 役員任期は次のとおりとする。

- (1) 理事 2年
- (2) 監事 2年

2 前項の任期については、通常総会終了時から2回目の通常総会までとする。

3 補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む）のための選挙された役員任期は、前任者の残任期間とする。

4 理事または監事の全員任期満了前に退任した場合において新たに選挙された役員任期は、第1項第2項に規定する任期とする。

5 任期の満了または辞任によって退任した役員は、新た

に選挙された役員が就任するまでなお役員の職務を行う。

(員外役員)

第26条 役員のうち、組合員または組合員たる法人の役員でない者は、理事については理事総数の3分の1、監事については1人をこえることができない。

(理事長、副理事長の職務)

第27条 理事のうち1人を理事長とし、理事会において選任する。

2 必要な場合は、理事のうちから、副理事長を選任することができる。

3 理事長は、本組合を代表し本組合の業務を執行する。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故または欠員のときはその職務を代理し、または代行する。

5 理事長、副理事長ともに事故のときは、理事会において理事のうちから代理者または代行者1人を定める。

(監事の職務)

第28条 監事は何時でも、会計の帳簿および書類の閲覧もしくは謄写をし、または理事に対し会計に関する報告を求めることができる。

2 監事はその職務を行うため特に必要があるときは組合の業務および財産の状況を調査することができる。

(役員の実業業務)

第29条 理事及び監事は、法令、定款および規約の定め並びに総会の決議を遵守し、組合のために忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員選挙)

第30条 役員は総会において選挙する。

2 役員選挙は連記無記名投票によって行う。

- 3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を決める。
- 4 第2項の指定にかかわらず、役員選挙は出席者全員の同意があるときは指名推薦の方法によって行うことができる。
- 5 指名推薦の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定はその総会において選任された選考委員が行う。
- 6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選とするかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があった者を当選とする。

(役員報酬)

第31条 役員に対する報酬は総会において定める。

(顧問)

第32条 本組合に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は学識経験のある者のうちから理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(職員)

第33条 本組合に参事および会計主任を置くことができる。

- 2 参事および会計主任の選任および解任は、理事会において決する。

第34条 本組合に次の職員を置くことができる。

主事および書記 若干名

- 2 前項の職員の任免は理事長がこれを行う。

第6章 総会、理事会および委員会

(総会の招集)

第35条 総会は通常総会および臨時総会とする。

- 2 通常総会は毎年事業年度終了後2ヶ月以内に、臨時総会は必要ある時は何時でも、理事会の決議を経て理事長が召集する。

(総会召集の手続き)

第36条 総会の招集は会日10日前までに到達するように、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。

(書面または代理人による決議権または選挙権の行使)

第37条 組合員は前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面または代理人をもって議決権または選挙権を行使することができる。

この場合は、その組合員の常時使用する使用人または他の組合員でなければ代理人となることができない。

- 2 代理人が代理する組合員の数は、2人以内とする

(総会の議事)

第38条 総会の議事は中小企業等協同組合法（以下「法」という）に特別の定めがある場合を除き組合員の半数以上が出席しその議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議長)

第39条 総会の議長は総会ごとに出席した組合員のうちから選任する。

(緊急議案)

第40条 総会においては、出席した組合員（書面または代理人より議決権または選挙権を行使する者を除く）の3分の2以上の同意を得た時に限り第37条の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項について議決するこ

とができる。

(総会の議決事項)

第41条 総会においては、法または定款で定めるもののほか理事会において必要と認める事項を決議する。

(総会の議事録)

第42条 総会の議事録は、議長および出席した理事が作成し、これに署名するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会の日時および場所
- (2) 組合員数およびその出席者数
- (3) 議事の経過の要領
- (4) 議案別の議決の結果（可決、否決の別および賛否の議決権数）

(理事会の招集)

第43条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長が事故または欠員のときは副理事長が、理事長および副理事長がともに事故または欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、他の理事が招集する。

3 理事は必要あると認めるときは、何時でも理事長に対し理事会を招集すべきことを請求することができる。

4 前項の請求をした理事は、同項の請求をした日から5日以内に、正当な理由がないのに理事長が理事会の招集の手続きをしないときは、みずから理事会を招集することができる。

第44条 理事会の招集は会日の7日前までに日時および場所を

各理事に通知してなすものとする。ただし、理事全員の同意があるときは、召集の手続きを省略することができる。

(理事会の議事)

第45条 理事会の議事は理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

(理事会の書面議決)

第46条 理事はやむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について書面により理事会の議決に加わることができる。

(理事会の議決事項)

第47条 理事会は法またはこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長および議事録)

第48条 理事会においては、理事長がその議長となる。

- 2 理事会の議事録については、第42条（総会の議事録）の規定を準用する。

この場合において同条第2項第4号中「(可決、否決の別および賛否の議決権数)」とあるのは「(可決、否決の別および賛否の議決権数ならびに賛成した理事の氏名および反対した理事の氏名)」と読み替えるものとする。

(委員会)

第48条の2 本組合は、その事業の執行に関して必要と認めるときは理事会の諮問機関として委員会をおくことができる。

- 2 委員会の種類、組織および運営に関する事項は別に規

約で定める。

第 7 章 会 計

(事業年度)

第 4 9 条 本組合の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わるものとする。

(法定利益準備金)

第 5 0 条 本組合は出資総額に相当する金額に達するまでは、毎事業年度の利益剰余金の 1 0 分の 1 以上を準備金として積立てることができるものとする。

2 前項の準備金は、損失の充補に当てる場合を除いては、取り崩さない。

(資本剰余金)

第 5 1 条 本組合は加入金、増口金および減資差益（第 1 4 条ただし書の規定によって払い戻しをしない金額を含む）は資本剰余金に繰り入れるものとする。

(特別積立金)

第 5 2 条 本組合は毎事業年度の利益剰余金の 1 0 分の 1 以上を特別積立金として積み立てることができるものとする。

(法定繰越金)

第 5 3 条 本組合は第 7 条第 1 1 号の事業の費用に充てるため毎事業年度の利益剰余金の 2 0 分の 1 以上を翌年事業年度に繰り越すことができるものとする。

(利益剰余金および繰越金)

第 5 4 条 1 事業年度における総益金に総損金および繰越損益金を加減したものを利益剰余金とし、第 5 1 条の規定による法定利益準備金、第 5 3 条の規定による特別積立金お

よび前条の規定による繰越金ならびに納税引当金を控除してなお剰余があるときは、総会の決議によりこれを組合員に配当し、または翌事業年度に繰り越すものとする。

(利益剰余金の配当)

第55条 前条の配当は、総会の議決を経て事業年度末における組合員の出資額もしくは組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

2 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年1割をこえないものとする。

3 配当金の計算については第23条第2項(持分)の規定を準用する。

(損失金の処理)

第56条 損失金の補填は特別積立金、資本剰余金、法定利益準備金の順序に従ってするものとする。

(職員退職給与引当金)

第57条 本組合は、事業年度ごとに、退職給与引当金として、職員給与総額の10分の1以上を計上する。